

熊本県監査委員公告第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により、平成30年（2018年）12月10日から平成31年（2019年）1月29日までの間に実施した監査の結果に基づき講じた措置を、同条第12項の規定により、次のとおり公表する。

令和元年（2019年）9月26日

熊本県監査委員	濱田義之
同	竹中潮
同	淵上陽一
同	前田憲秀

監査対象機関	監査の結果	措置状況等
<p>教育委員会 松橋高等学校</p>	<p>（学校徴収金の取扱いについて） 全学年共通の「進路一般会計」及び「進路特別会計」において、長年にわたって決算及び監査が行われておらず、卒業年次での精算及び保護者への返還が行われていない。 学校徴収金については、熊本県立学校学校徴収金取扱要項等に基づき、公費に準じた適正な会計処理等を行うこと。</p>	<p>平成30年度(2018年度)は、「進路一般会計」及び「進路特別会計」ともに、決算、保護者による監査並びに卒業年次での精算及び保護者への精算残金の返金を行った。 今回の誤りの原因は、「進路一般会計」及び「進路特別会計」について、決算及び精算の手続を行う必要があることを長年にわたって認識していなかったことにあるため、再度、教職員に学校徴収金の事務処理の流れを周知徹底するとともに、引き続き、熊本県立学校学校徴収金取扱要項等に基づき、適切に決算及び精算の手続を行うこととする。 なお、「進路一般会計」及び「進路特別会計」に発生している過去の卒業生に係る精算残金は、卒業生ごとの精算残金の算定及び保護者への返金が困難であること、保護者から集めた資金が財源であることから、PTAで受け入れることとした。</p>

	<p>(体育施設使用料の過徴収について)</p> <p>体育施設使用料について、消費税込みの金額に更に消費税分を加算し10円未満の端数を四捨五入しているため、徴収額が過大になっている。</p> <p>体育施設使用料の算定においては、熊本県立学校体育施設の使用に関する条例等に基づき、適正に処理すること。</p>	<p>過去5年間に遡って調査したところ、体育施設の使用に係る使用料の過徴収が23件あることが判明した。</p> <p>過年度分は、平成31年（2019年）4月27日までに償還金の支出科目で支出し返金をし、平成30年度（2018年度）分は、令和元年（2019年）5月31日までに収入金の戻出により返金をした。</p> <p>今後は、同様な誤りを防止するため、事務処理の都度、根拠条例や主管課の通知等を複数で確認し、適正に事務を行うこととする。</p>
<p>教育委員会 八代清流 高等学校</p>	<p>(職員の交通事故について)</p> <p>公務中の過失割合が高い人身事故が1件発生している。</p> <p>職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通事故に対する効果的な防止策を講じること。</p>	<p>職員会議、職員朝会等を活用し、管理職から職員に対し交通事故防止及び交通安全意識の高揚について継続した注意喚起を実施するとともに県内で発生した交通事故等について情報を共有し、常に集中して運転するよう指導を行った。</p> <p>また、出張等で外出する職員に対しては、時間に余裕を持つことや交通安全意識を持ち運転することを適宜指導した。</p> <p>平成30年（2018年）7月10日には、不祥事防止研修を行い、学校長から交通事故、交通違反防止を含めた不祥事防止について指導及び注意喚起を行った。</p> <p>今後も継続して職員会議等を活用し、全職員に対して交通安全指導及び注意喚起を行い、交通事故ゼロを目指した取組を行うこととする。</p>
<p>教育委員会 上天草高 高等学校</p>	<p>(職員の交通事故について)</p> <p>公務中の過失割合が高い人身事故が1件発生している。</p> <p>職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通事故に対する効果的な防止策を講じること。</p>	<p>これまでも、職員の交通安全意識の向上のため、全職員を対象とする職員研修等を行うとともに、教頭が転勤してきた職員を対象に交通事故及び交通違反の防止に関して注意喚起を行ってきた。</p> <p>交通事故の発生後は、これらの取組に加えて、毎月、管理職が安全運転及び交通違反の防止に係るイラスト入り啓発資料を作成し、職員朝会時に配布するとともに、平成30年（2018年）7月には、教頭を講師として、県教育委員会が作成した不祥事防止研修用の資料を使用し、安全運転に</p>

		<p>関する職員研修を行った。</p> <p>また、管理職が時間に余裕を持った通勤や出張、運転に集中できない時の途中休憩等の声かけを適宜行った。</p> <p>これらの取組の結果、新たな交通事故及び交通違反は発生していないため、今後も、職員の交通安全意識の高揚を図るための啓発活動を継続していくこととする。</p>
<p>教育委員会 熊本商業 高等学校</p>	<p>(電話料金の支払遅延について)</p> <p>平成29年(2017年)9月分の電話料金について支払が遅れたため、遅延利息263円が発生している。</p> <p>支払手続において組織的なチェック体制の強化を図り、支払漏れの防止に努めること。</p>	<p>今回の誤りは、会計課に提出すべき決裁後の支出命令書を誤って事務室内で保管し、翌月の電話料金の請求まで気付かなかったことに起因するものである。</p> <p>電話料金の支払では、支出負担行為書を起票せず、歳出整理表で支出未済額を把握することができないため、今後、再発防止策として、次の取組を徹底し、支払漏れを防止することとする。</p> <p>①会計課に提出すべき決裁後の書類は、所定の保管場所で保管する。</p> <p>②支出命令書を起票したものについては、定期的に複数人で支出未済一覧表を確認し、支出命令書の提出漏れ等をはじめとする支払手続の進捗管理を行う。</p> <p>③支出命令書を起票していないものについては、月末に複数人で支出調書を確認し、支出命令書の起票漏れ等による支払漏れを防止する。</p>
<p>教育委員会 八代工業 高等学校</p>	<p>(職員の交通事故について)</p> <p>通勤中の司法処分が課された人身事故が1件発生している。</p> <p>職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通事故に対する効果的な防止策を講じること。</p>	<p>職員に対し教育公務員として自覚ある行動を取るよう、日頃より職員朝会や職員会議の場で周知するとともに、再発防止に向けた研修を3回(平成30年(2018年)4月、6月、8月)実施した。</p> <p>4月は、①飲酒運転の根絶、②交通事故及びその他の交通違反の防止等について研修を行った。</p> <p>6月は、教職員の不祥事防止に関してグループワークを実施するとともに、交通事故・交通違反発生後の職員の事故処理フロー図を配付、説明を行った。</p>

		<p>8月は、自動車学校から講師を招聘し、交通講話を行っていただき、交通安全意識の高揚を図った。</p> <p>今後も会議や研修などあらゆる機会を捉え、交通事故・違反防止の注意喚起を行うなど所属全体で再発防止に取り組んでいくこととする。</p>
<p>教育委員会 天草工業高等学校</p>	<p>(舎監の宿日直勤務について)</p> <p>天草地域共同寄宿舍男子寮亀川寮の宿日直勤務について、宿直勤務を週2回以上、日直勤務を月3回以上させているものがある。</p> <p>宿日直勤務については、労働基準局通知及び人事委員会許可に基づき、勤務回数を遵守すること。</p>	<p>今回の誤りは、管理職及び舎監が労働基準法に基づき宿日直勤務の回数に制限が加えられていることを認識していなかったことによるものである。</p> <p>今回の指摘後、校長が管理職及び舎監に人事委員会が許可した宿日直勤務の回数(宿直勤務:月5回、日直勤務:月2回)を周知し、遵守するよう指示するとともに、次の改善措置等を講じた。</p> <p>① 計画的に宿日直勤務を割り当てるため、令和元年度(2019年度)は、舎監を2人増員し、12人体制とする。</p> <p>② 宿日直勤務計画の決裁に当たって、管理職が宿日直勤務の回数が人事委員会の許可の範囲内であるか確認する。</p> <p>また、宿日直勤務計画を変更せざるを得ない場合は、舎監長が人事委員会の許可の範囲内で宿日直勤務の回数を調整する。</p> <p>③ 舎監日誌の回覧に当たって、管理職が宿日直勤務計画との異同を確認し、宿日直勤務の回数が許可の範囲内であるか確認する。</p>
<p>教育委員会 鹿本農業高等学校</p>	<p>(職員の交通事故について)</p> <p>私用中の司法処分が課された人身事故が1件発生している。</p> <p>職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通事故に対する効果的な防止策を講じること。</p>	<p>平成30年(2018年)8月5日の交通事故の発生を受けて、9月27日、10月25日及び12月17日の職員朝会において、教頭から教職員の綱紀保持、交通事故等の防止、安全運転等に関して注意喚起を行った。</p> <p>また、8月20日の職員研修において飲酒運転をはじめとする不祥事案に関する事例演習を行うとともに、平成31年(2019年)1月7日の職員研修において、交通事故、交通法規違反をはじめとする不祥事防止研修を行った。</p>

		<p>今後も、職員朝会、職員研修、校務支援システム（ゆうねt）を活用し、交通安全意識の高揚につながる注意喚起、啓発活動等を継続することとする。</p>
<p>教育委員会 菊池農業 高等学校</p>	<p>(特殊勤務手当について) 教員特殊勤務手当（対外運動競技等引率指導業務）について、支給対象者に支給していないものがある。 熊本県立学校職員の給与に関する条例等に基づき、適正に事務処理を行い、組織的なチェックを行うこと。</p>	<p>指摘を受けて調査した結果、8件127,500円の未支給が判明したため、平成31年（2019年）1月に支給対象者に追給を行った。 今回の誤りは、手当の支給要件の認識不足及び確認不足、手当の支給要件の一つである宿泊を伴う出張に関し給与担当者及び旅費担当者の連携不足に起因するものであるため、再度、事務職員に対して手当の支給要件の周知徹底を図った。 また、手当の支給に当たっては、旅費担当者と給与担当者とは主査・副査となり、相互で支給要件を確認するとともに、さらに管理職を含めた事務室内で勤務実績報告の相互チェックを徹底し、支給漏れを防止する。</p>
<p>教育委員会 八代農業 高等学校</p>	<p>(職員の交通事故について) 公務中の過失割合が高い人身事故が1件、物損事故が1件発生している。 職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通事故に対する効果的な防止策を講じること。</p>	<p>定期監査翌日の職員朝会において校長より交通事故等の防止、特に公務中の事故について注意喚起を行い交通法規遵守について周知を徹底した。 また、令和元年度（2019年度）当初の職員会議においても、交通法規・交通マナーの遵守について周知を徹底した。 今後、交通事故等の防止対策として、令和元年（2019年）8月実施の職員研修において、所属で起こった事故の傾向等を周知するとともに、職員が事故等の経験をお互いに共有することで、事故防止への意識の高揚を図った。 また、職員朝会において、全国交通安全週間や交通事故の報道等を適宜周知し、安全運転について啓発し、注意喚起を図ることで、交通事故等の防止を徹底する。</p>

	<p>(障害者雇用促進企業等からの追加見積について)</p> <p>前年度監査において、学校経営案印刷及び学校案内パンフレット印刷の物品調達の際に障害者雇用促進企業等から1者追加して見積書を徴取していなかったため注意事項として改善を求めていたが、改善されていない。</p> <p>障害者雇用促進企業等からの物品等の調達に関する要綱に基づき、障害者雇用促進企業等を1者追加して見積書を徴取すること。</p> <p>(本渡校舎)</p>	<p>今回の誤りは、制度の対象となる物品の調達時において、制度の理解不足により、障害者雇用促進企業等からの物品等の調達に関する要綱に規定する障害者雇用促進企業等ではなく、障害者支援施設等を1者追加して見積書を徴取していたことに起因する。</p> <p>再度指摘を受けた後、事務職員に同要綱を配布し、制度の趣旨及び内容についてあらためて周知し理解を深めた。また、調達する物品が制度の対象となる物品に該当するか複数人でチェックする体制を整えた。</p> <p>その後、平成31年(2019年)2月22日、4月10日に制度の対象となる印刷物の調達を行ったが、同要綱に基づき、適切に障害者雇用促進企業等を1者追加して見積書を徴取した。</p> <p>今後も、同要綱に基づき、適切に事務を執り行うこととする。</p>
<p>教育委員会 天草拓心 高等学校</p>	<p>(備品の管理及び処分について)</p> <p>備品の管理及び処分について、次の課題がある。</p> <p>(1) 重要備品であるボイラー、冷凍機及び一般備品である実験台等について、一連の処分手続を行わないまま処分している。</p> <p>(2) 重要備品であるパン焼き釜について、教育長の物品不用決定の承認を受けないまま処分している。</p> <p>(3) 一般備品の所在が不明なものがある。</p> <p>熊本県物品取扱規則等に基づき、備品の管理及び処分は適正に行うこと。</p> <p>(本渡校舎)</p>	<p>ボイラー、冷凍機、パン焼き釜、実験台等については、熊本県物品取扱規則等に基づき処分手続を完了した。</p> <p>また、監査時に所在が不明であった顕微鏡、乾燥箱2点、棚(鋼製)について、顕微鏡は現物を確認し、乾燥箱2点は平成27年度(2015年度)に処分したものの備品異動の申請手続を行っていなかったことが判明したため、熊本県物品取扱規則に基づく所定の手続を行った。棚(鋼製)は物品亡失の手続を行った。</p> <p>今回の誤りは、備品の管理体制が不十分であることに起因するものであるため、物品の管理の適正化を全教職員共通の課題とし、平成31年(2019年)4月の職員会議において次の取組を確実にを行うことを文書及び口頭により周知徹底した。</p> <p>①年度当初において、備品の使用責任者が使用備品整理簿により備品の現物確認を行うこと。</p> <p>②備品の処分において、処分する備品の選定時及び実際の処分時に、使用備品整理簿、重要備品台帳等</p>

		により備品の使用責任者と事務室の物品担当者として現物確認を行うこと。
教育委員会 球磨支援 学校	<p>(職員の交通事故について)</p> <p>公務中の過失割合が高い人身事故が1件発生している。</p> <p>職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通事故に対する効果的な防止策を講じること。</p>	<p>職員朝会において、事務長が全職員に対して、本件の交通事故の概要と特に公務中の事故発生が学校や県民に与える影響等について説明をした。</p> <p>また、交通違反及び交通事故に関する新聞記事等を紹介し、定期的に交通法規違反防止の啓発を行った。</p> <p>今後も、職員朝会等を活用し、交通違反及び交通事故の防止について注意喚起を継続するとともに、令和元年（2019年）8月実施の不祥事防止研修において、交通事故、飲酒運転防止等に関する研修を行い、法令遵守意識の徹底を図った。</p>